



令和4年6月28日

豊川市政記者クラブ加盟社 各位

ヒトパピローマウイルス (HPV)ワクチンを 自費接種した方を対象に償還払いを行います

HPVワクチンは、子宮頸がんの原因の約50～70%を占める2つのタイプのウイルスの感染を予防することができます。現在、平成25年6月14日から令和3年11月26日までの積極的勧奨の差し控えにより、定期接種の機会を逃した方にはキャッチアップ接種を実施しています。7月1日から、既に自費でHPVワクチンを接種した方に対して、下記のとおり償還払いを行いますのでお知らせします。

記

- 対象者** 令和4年4月1日に豊川市に住民票があり、平成9年4月2日から平成18年4月1日生まれの女性のうち、令和4年3月31日までに、日本国内でHPVワクチン(2価・4価)を自費で接種した方
- 申請期間** 令和4年7月1日から令和7年3月31日まで
- 償還払いの金額** 領収書等に記載の金額(上限あり。文書料等は含まない。)領収書がない場合は、1回あたり15,000円
- 申請の方法** 次の①～③を申請書に添付のうえ申請
 - ①接種したことがわかる書類(母子健康手帳等)
 - ②接種費用の支払いを証明する書類(領収書等)
 - ③通帳等振込先のわかるもの詳細は、豊川市ホームページをご覧ください。

【お問合せ先】

豊川市役所 子ども健康部 保健センター 小久保・能勢
TEL:0533-89-0610 Eメール: hokens@city.toyokawa.lg.jp